

厚生労働省のワーク・ライフ・バランスに関する 主な予算等について(平成27年度)

資料5

1 就労による経済的自立

経済的自立が困難な者の就職支援 関連予算:27年度約36.1億円(26年度約37.1億円)

「わかものハローワーク」等の支援拠点を中心に担当者制による職業相談・紹介から職場定着までの一貫した支援等を通じ、フリーター等の正規雇用化の推進等に取り組む。

2 健康で豊かな生活のための時間の確保

過重労働の解消等に向けた取組 関連予算:27年度16.5億円(26年度11.5億円)

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間の設定の改善に向けた労使の自主的な取組の支援を行うとともに、過重労働による健康障害防止のための重点的な監督指導等を実施する。

3 多様な働き方・生き方の選択

保育の充実 関連予算:27年度7,067億円(26年度6,248億円)[内閣府予算を含む]

子ども・子育て支援新制度を実施し、保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進めるため、保育所の受入児童数の拡大を図るとともに、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策を実施し、受入児童数に対応した必要保育士を確保する。

両立支援に関する雇用管理の改善 関連予算:27年度62.3億円(26年度77.7億円)

育児・介護休業法の周知・徹底を図るとともに、助成金を通じた事業主への支援や、子育て女性等への再就職支援、中小企業で働く労働者の育休後の円滑な職場復帰支援を実施する。また、仕事と介護の両立支援のための職場環境モデルの普及に取り組む。

また、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を支援するため、平成25、26年度で作成した留意事項、事例集を踏まえ、長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた労働者の就労継続支援のあり方を検討の上、指針を作成し、その周知を図る。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等

平成27年4月1日から施行される改正次世代育成支援対策推進法に基づき、多くの企業がくるみん認定及び、新たに創設されたプラチナくるみん認定を目指して取組を進めるよう、認定企業に対する税制上の優遇措置(※)も活用しながら周知・啓発を図る。

※次世代法に基づく認定を受け「くるみん」「プラチナくるみん」を取得した企業に対し、次世代育成支援に資する資産であって一般事業主行動計画に位置づけた資産について、割増償却をすることができる措置

実績)

○認定企業数(平成26年12月末時点) 2,031社